

水道行政の最近の動向

1

1. 平成25年度予算案等

2

平成25年度水道関係予算（案） 公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度	平成24年度	平成25年度		補正予算額 +予算額(案) E=B+C	対前年度 増△減額 F=E-A	対前年度 比率(%) G=E/A
	予 算 額 A	補正予算額 B	予算額(案) C	うち復興特別会計 D			
水道施設整備費	72,188	30,049	43,245	8,502	73,294	1,106	101.5%
簡易水道	23,536	12,383	12,068	0	24,451	915	103.9%
上水道	28,202	17,666	22,226	0	39,892	11,690	141.4%
指導監督事務費	58	0	57	0	57	△ 1	98.1%
補助率差額	5	0	10	0	10	5	185.2%
調査費	36	0	34	2	34	△ 2	94.4%
災害復旧費	20,350	0	8,850	8,500	8,850	△ 11,500	43.5%
※東日本大震災の復旧費等 を除いた場合							
水道施設整備費	52,184	30,049	34,743	0	64,792	12,608	124.2%
うち、厚生労働省計上分	(37,999)	(27,840)	(26,345)	0	(54,185)	(16,186)	(142.6%)

注1) 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計

注2) 地域自主戦略交付金(一括交付金)の廃止に伴い、25年度予算額(案)において水道施設整備に関する事業分としての振り替えを含めて計上。また、24年度補正予算に事業の前倒し分を計上。

3

水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

平成25年度予算案：85億円(平成24年度予算額：200億円)

- 東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

※都市計画の見直し等を伴わず、平成23年度中の着工が見込める事業に要する費用については、平成23年度第1次補正(160億円)及び第3次補正(303億円)において計上。

(交付対象)

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設(注1)を復旧する事業
→〈補助率〉 80/100～90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設(注2)を復旧する事業
→〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 (注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

4

2. 東日本大震災の被害及び復旧

5

水道施設の復旧・復興

表-1 災害復旧事業実施状況(東日本大震災関係)

年度	申請 事業者数	災害査定 実施件数	査定済事業費及び調査額(億円)	
			通常査定	特例査定
平成23年度	182	241	301	—
平成24年度	48	59	14	1,001
合計	※202	300	315	1,001

※同一事業者を除く

- ・ 特例査定を実施した事業者は、保留解除の手続きが必要

表-2 県別及び施設別の被害金額整理表(東日本大震災関係)

単位：千円

	事業体数	水源施設	浄水施設	管路施設	計
岩手県	29	686,446	934,641	22,909,733	24,530,820
宮城県	47	1,293,475	11,822,585	69,698,426	82,814,485
福島県	37	115,558	314,511	12,511,595	12,941,665
茨城県	30	195,693	1,490,138	3,350,114	5,035,946
栃木県	13	28,136	184,449	418,455	631,039
埼玉県	1	—	—	23,364	23,364
千葉県	11	33,316	963,697	2,906,408	3,903,420
新潟県	8	—	49,196	73,530	122,727
長野県	4	72,610	4,274	117,389	194,273
小計	180	2,425,234	15,763,490	112,009,014	130,197,739
水資源機構(22)		1,355,597			1,355,597
合計(202)		3,780,831	15,763,490	112,009,014	131,553,336

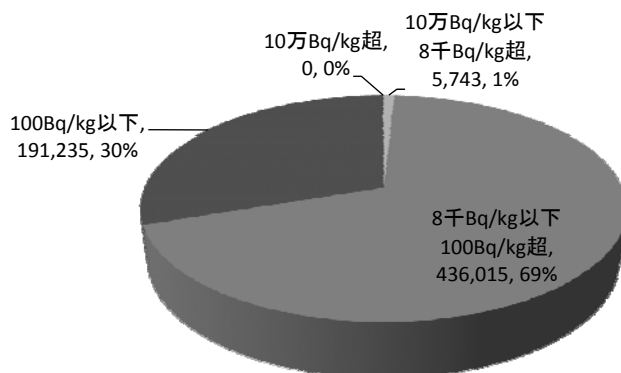
6

3. 浄水発生土の放射性物質汚染

浄水発生土の放射性物質濃度の状況

(単位:トン) 平成25年2月9日時点

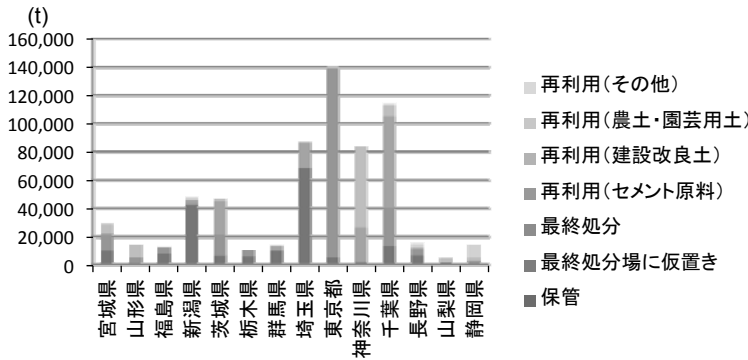
Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	1,011	18,845	9,173	29,029	707
山形県	0		4,299	9,765	14,064	4,374
福島県	0	2,441	9,389	625	12,455	1,600
新潟県	0	1,018	25,865	21,015	47,898	5,110
茨城県	0		37,975	8,509	46,483	568
栃木県	0	727	8,696	785	10,209	59
群馬県	0	546	12,336	896	13,778	52
埼玉県	0		81,507	5,306	86,813	236
東京都	0		126,673	14,196	140,869	544
神奈川県	0		22,480	61,396	83,877	758
千葉県	0		86,537	27,351	113,889	9,396
長野県	0		1,356	13,855	15,211	1,064
山梨県	0			4,098	4,098	519
静岡県	0		56	14,264	14,320	2,044
全体	0	5,743	436,015	191,235	632,994	27,030



浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成25年2月9日時点

	保管	最終処分場に 仮置き	最終処分	再利用(セメント原料)	再利用(建設改良土)	再利用(農土・園芸用土)	再利用(その他)	計
宮城県	9,586	0	11,160	1,573	6,064	647		29,029
山形県	20	0	4,469		9,566	9		14,064
福島県	7,013	0	4,976		467			12,455
新潟県	42,154	0	876	2,844	77	1,304	643	47,898
茨城県	6,081	0	15,151	23,769	1,426		56	46,483
栃木県	5,392	0	4,264	553				10,209
群馬県	9,419	0	706	2,799	854			13,778
埼玉県	68,360	0	11	17,482	125	728	108	86,813
東京都	4,881	0	133,999		1,989			140,869
神奈川県	1,239	0	236	24,645	57,316	440		83,877
千葉県	13,617	0	26,431	64,847	7,914		1,079	113,889
長野県	6,214	0	4,496	858	535	2,149	959	15,211
山梨県	1,028	0			3,070			4,098
静岡県	320	0	1,941		2,694	9,364		14,320
全体	175,324	0	208,718	139,369	92,097	14,641	2,845	632,994

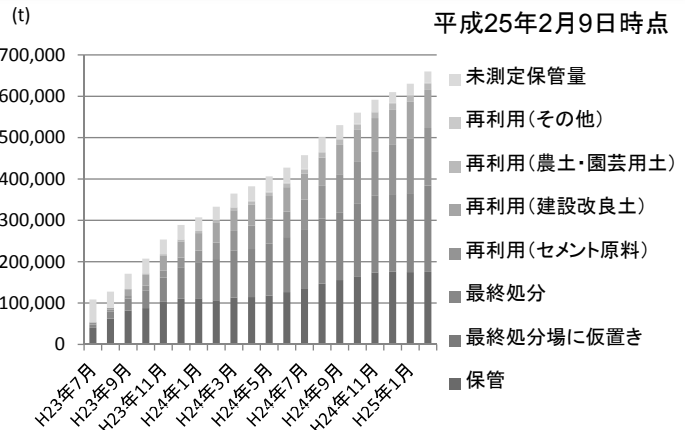
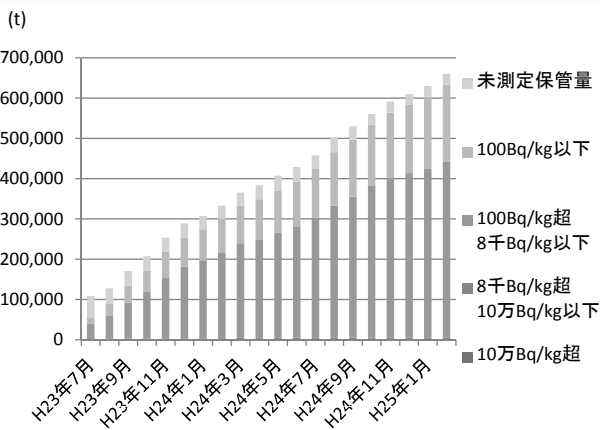


放射性物質を含む 浄水発生土の再利用指標

- セメント・コンクリート等への利用
製品状態で100Bq/kg以下
- 農業用培土への利用
製品状態で400Bq/kg以下
- 園芸用土への利用
浄水場からの搬出(原料)時点で400Bq/kg以下
- グラウンド土への利用
浄水場からの搬出(原料)時点で200Bq/kg以下

※園芸用土・グラウンド土についてはH25年3月13日に安全性評価の通知発出

浄水発生土の放射性物質汚染への対応



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用

4. 原子力損害賠償

原子力損害賠償について

- 賠償に関する指針(中間指針):平成23年8月5日
 - 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針(原子力損害賠償紛争審査会)
- 水道事業に対する事前協議(事前請求受付):平成24年2月1日～
 - 平成24年1月25日付け厚生労働省水道課事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による原子力損害への補償について」
 - 東京電力より、水道向け手続き案内及び「事前協議書兼賠償金請求書」の提示
- 水道事業の請求受付開始:平成24年5月1日～

厚生労働省水道課 事務連絡		請求対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準について	H23年 11月末	【賠償対象】 ※必要かつ合理的な範囲 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用 【下記は先送り】 逸失利益(給水収益減等)、人件費 広報費用(摂取制限指示以外)
H24 8.30	東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始(3回目)について	H24年 3月末	減収分(逸失利益)及び人件費を請求対象に追加

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能

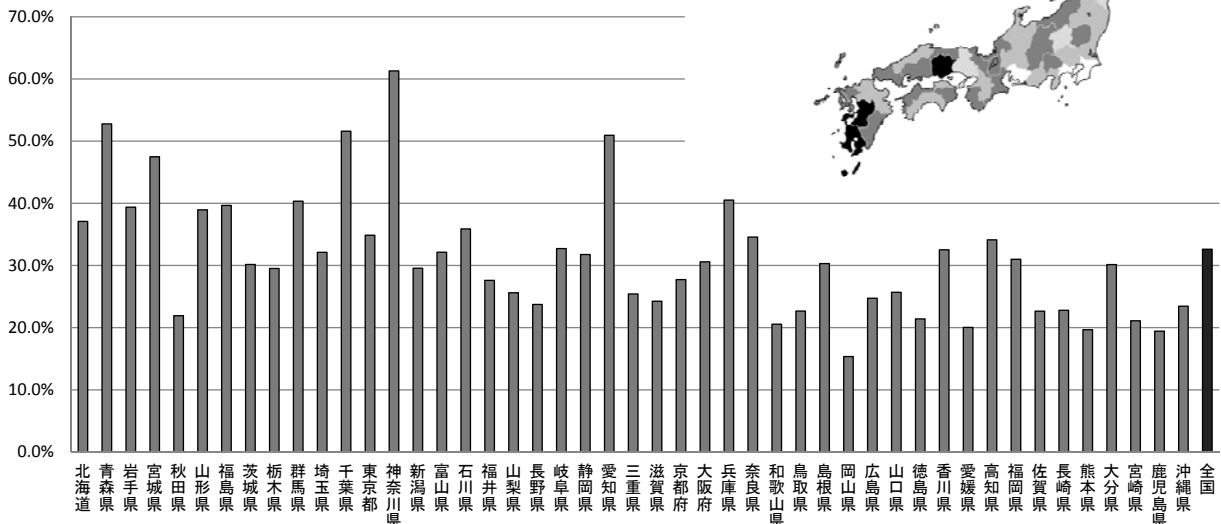
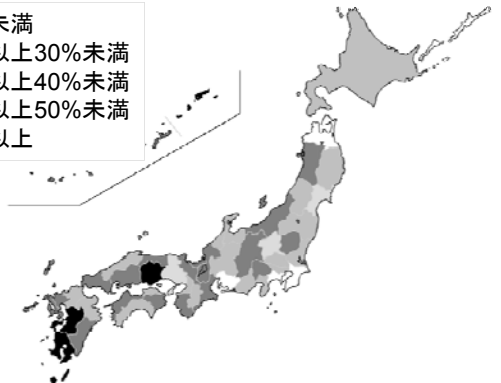
5. 水道施設の耐震化の推進

水道基幹管路の耐震適合率（平成23年度末）

水道管路は高度成長期に多くの布設がなされているが、これらは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は32.6%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

【全国値】（22年度）（23年度）
31.0% → 32.6%
 前年度からの伸びは1.6ポイント

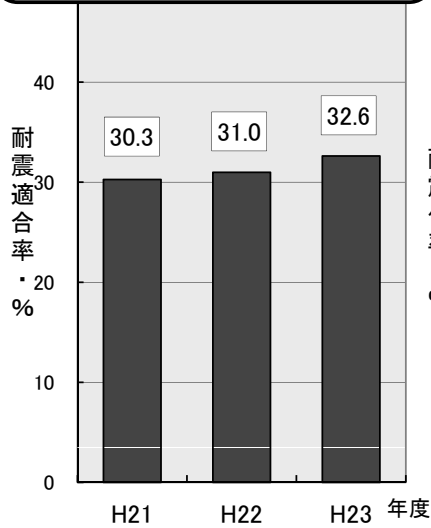
- 20%未満
- 20%以上30%未満
- 30%以上40%未満
- 40%以上50%未満
- 50%以上



水道事業における耐震化の状況

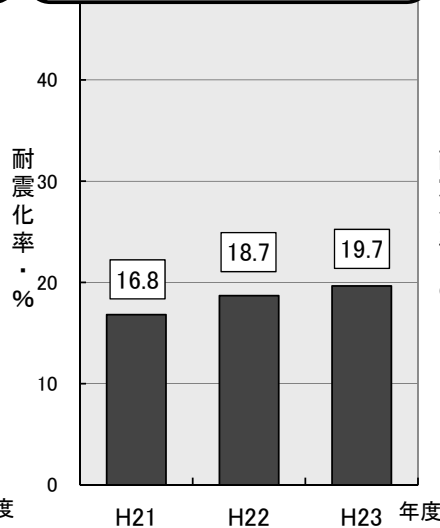
基幹管路

- 昨年度から1.6ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



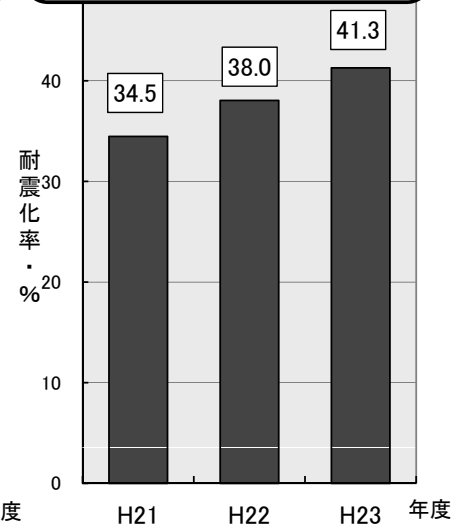
浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



15

6. アセットマネジメントの推進

アセットマネジメントの実施状況

- ・調査事業者数1,505事業者のうち、387事業者が実施中又は実施済み。
- ・事業規模が大きくなる程、実施割合が増加する傾向にある。

(単位:事業者数)

計画給水人口	5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
調査事業者数	938	228	156	61	29	93	1,505
実施事業者数	77	95	93	41	23	58	387
割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%

(単位:事業者数)

更新需要 見通しの検討手法	財政収支見通し の検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)		26	3	2	
タイプ2(簡略型)		11	92	58	
タイプ3(標準型)		3	9	159	
タイプ4(詳細型)					10

※平成22年度運営状況調査より抽出。なお、タイプ分け項目の未回答事業者(14事業)は未計上。

【H24年度～】効率的な更新計画検討事業費12百万円

高度経済成長期等に整備された水道施設の更新ピークや耐震化の進捗の遅れを背景として、中長期的視点に立った水道施設の計画的更新に不可欠なアセットマネジメントの取組を促進させるため、事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易ツールを作成する。(実施主体:国)

17

アセットマネジメントの取組促進

【アセットマネジメント取組促進の具体的内容 (H24)】

技術支援

簡便なツールの提供

- モデル事業者(3事業)により、簡易支援ツール(案)を実際に利用してアセットマネジメントを実施。
→ 埼玉県(小川町) 愛知県(高浜市) 広島県(庄原市)
- 簡易支援ツール(案)による試行作業を通して、課題を抽出し、内容の充実を図る。
- 都道府県(水道行政)との連携により、きめ細かな助言・フォローを行う。
- 全国で都道府県(水道行政)等がアセットマネジメント導入に向けた先導役としてのイニシアティブに期待。

アセットマネジメント導入の普及啓発
(中小規模事業者における底上げ)

- ・日常業務にできるだけ負担をかけずに、アセットマネジメントに着手できるように
- ・多くの関係者に対してアセットマネジメントに興味の持てるような簡易なツールに
- ・中長期的視点をもって、将来の水道事業を見通すきっかけづくりに

都道府県(水道行政)との連携による
中小規模の水道事業者への助言・フォロー

- ・都道府県による地域の実情に応じたきめ細かな助言・フォローを
- ・地域ぐるみで中小規模水道事業者がアセットマネジメント導入の推進を
- ・アセットマネジメントを周辺地域一帯で広く普及することで、地域間での積極的な情報交換を

18

7. 水道水質管理について

19

「水道水質検査方法の妥当性ガイドライン」策定

標準検査法が定められていない項目

- 要検討項目や対象農薬リストに掲載されていない農薬類の標準検査法を従来の方法で早急に定めることは容易ではない。
- 標準検査法が定められていない項目については、得られた検査結果の信頼性が十分でなく、これらの結果の活用に限界がある。

標準検査法がある項目

- 標準検査法には、同等以上の機器等の使用を認める記述がなされているが、同等以上の判断は個々の検査機関に委ねられており、科学的な判断基準はこれまでなかった。
- 標準検査法は、検査法としての妥当性は確認されているが、個々の検査機関の検査実施標準作業書等に定める試験手順や使用する機器、設備等の妥当性を検証する必要がある。

各検査機関が検査実施標準作業書等に示す検査方法の妥当性を評価する基準として、先行していた食品分野を参考に、妥当性評価ガイドラインを作成し通知(平成24年9月)

各検査機関においては、速やかに本ガイドラインに基づく妥当性評価を実施することが望ましい(本ガイドラインは平成25年10月1日から適用)

20

業務管理要領の策定 及び 日常業務確認調査の実施

業務管理要領の策定

- 登録水質検査機関の指導・監督については、登録時及び3年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、外部精度管理によって問題が発覚した検査機関に対する助言、指導を実施。
- これらの指導等に加えて、登録水質検査機関における水質検査の更なる信頼性を確保すべく、登録水質検査機関における日常の水質検査業務管理において遵守すべき要領を策定。
- 検討会にて要領案を検討し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について」通知。

日常業務確認調査の実施

- 新たに策定された「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」に基づき調査。
- 今年度は外部精度管理調査に係る実地調査(11月～12月)と併せ、17機関を対象に実施。

21

水安全計画の策定・進捗状況

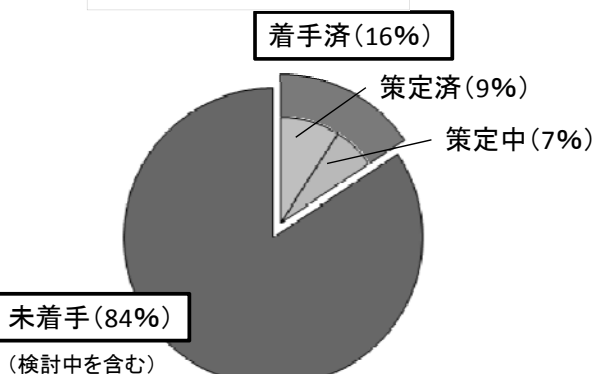
- ◆ WHOが提唱(H16.9 飲料水水質ガイドライン第3版以降)。
- ◆ 水源から給水栓までの弱点等を分析評価し、管理方策を明確にすることにより、水の安全を確保するための包括的な計画。

水安全計画策定のためのガイドラインをとりまとめ、水道事業者等に通知(H20.5.30)
→水道システムの危害評価を実施し、水安全計画の策定 又はこれに準じた危害管理の徹底を
(H23年度頃までを目途に)

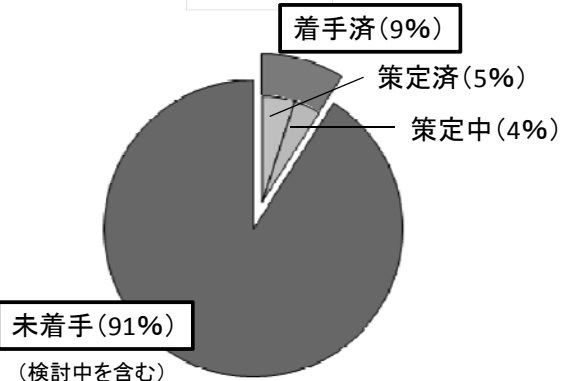
上水道事業及び水道用水供給事業の策定率は9%(策定中は7%)、全事業者の策定率は5%
(策定中は4%)にとどまる(いずれもH24.8末)

→策定促進に向けた検討が必要

上水道又は用供を経営



全事業者



水安全計画の策定・進捗状況(事業者別)(H24.8月末現在)

22